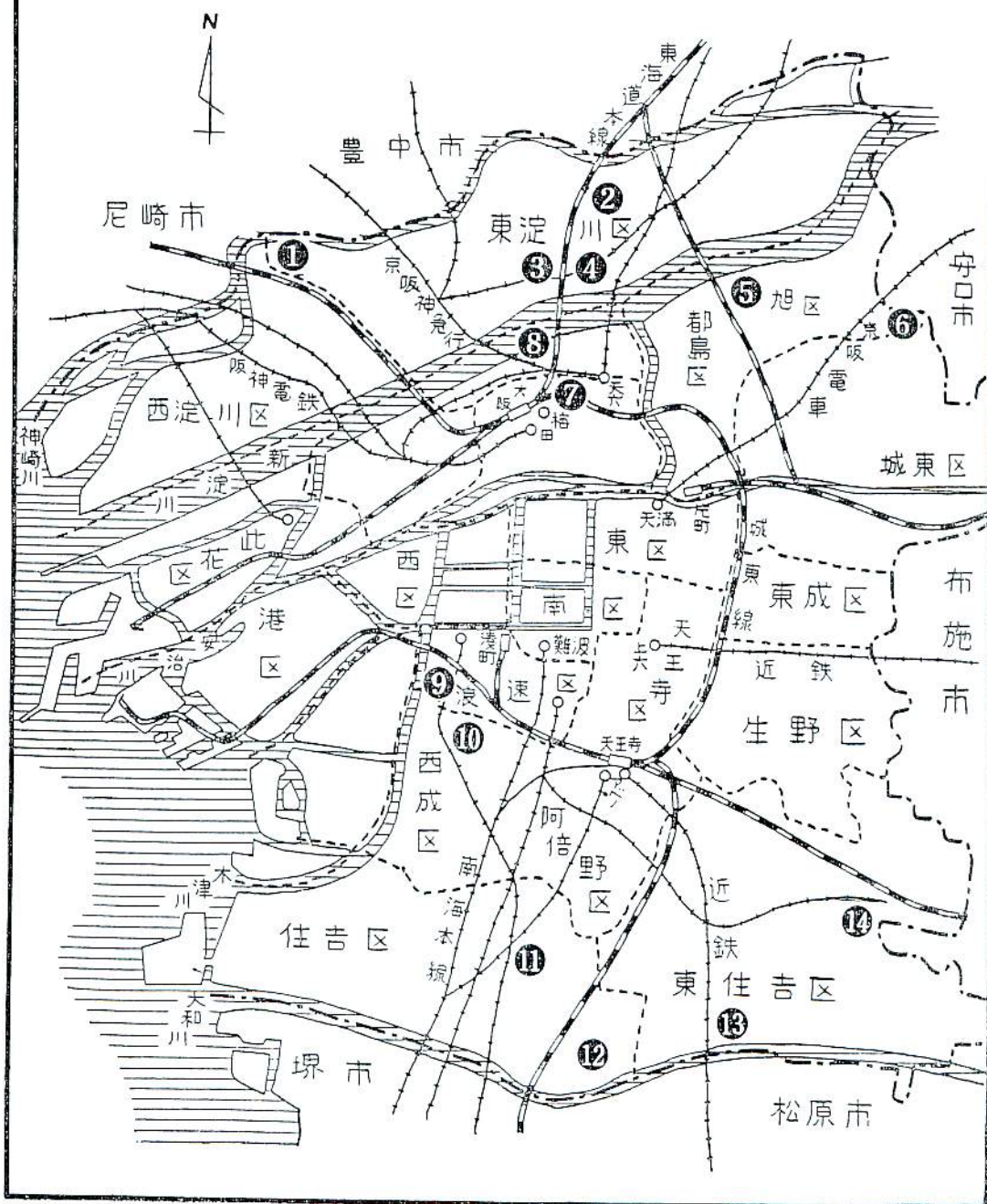


# 地区の所在地

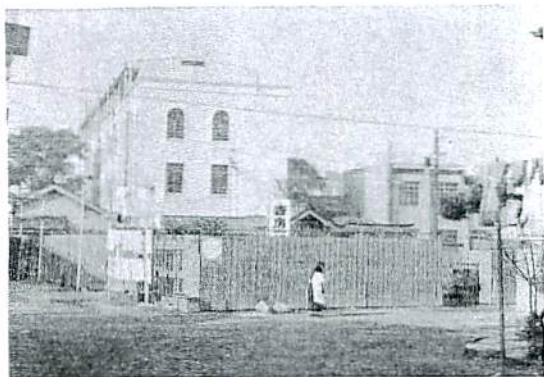
- |        |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①      | ②           | ③      | ④      | ⑤      | ⑥      | ⑦      | ⑧      | ⑨      | ⑩      | ⑪      | ⑫      | ⑬      | ⑭      |
| 加<br>島 | 日<br>之<br>出 | 南<br>方 | 飛<br>島 | 生<br>江 | 函<br>国 | 舟<br>場 | 中<br>津 | 浪<br>速 | 西<br>成 | 住<br>吉 | 浅<br>香 | 矢<br>野 | 平<br>野 |



## 目 次

第1章 同促協のなりたち	1
第2章 地区の概況	4
1. 地区の名称、範囲、世帯数、人口	4
2. 地区公共施設一覧	5
3. 職業状況	5
4. 各地区の概況	6
加島地区	6
日の出地区	8
南方地区	10
飛鳥地区	12
生江地区	14
両国地区	16
舟場地区	20
中津地区	22
浪速地区	23
西成地区	25
住吉地区	27
浅香地区	33
矢田地区	35
平野地区	39

## 中 津 地 区



立退き後の中津

中津は、北野と云い通称「さんば」とも呼ばれた、古くからある地区である。

舟場地区や、今は通称さえ聞くことのない「つる」と云われた地区も、此所から別れた部落だと伝えられている。昭和28年2月、大阪市同和事業促進協議会が出来た時、いち早く加入したのも中津地区である。

当時は、131世帯590名の部落であると報告されているが、位置が、大淀区中津本通の一部、中津浜通2～3丁目の一部で、大阪駅の北側、いわゆる駅裏と称される地区である。阪急電車のガード線と、国鉄貨物線と、淀川の堤に囲まれた三角地帯で、本通りは少し商店街ともなっているが、ガード沿いは、スラムと同じような街の型になり、少しでも生活にゆとりが出来た地区民は、舟場地区や天六の東へ移住し、その跡へすぐ何所からともなく、落ちぶれた人が移住してくると言う状態で、移動の少ないのが特徴の部落に此所ばかりは相当な住民の入れ替わりがあった。

ガードと国鉄、淀川堤と、三角形に囲まれた此の地区の面積が、もっと広がったなら南の釜が崎と同じような大スラム街になつたことだろう。

商店街に住む人達も、部落民が一部で他は一般人である。ガード下近くに住む人達と云っても、部落民であるが、代々此の地区に居住して来た人が少ない。近辺の部落から流れこんだ人が多い。そうした状況の部落故。差別があっても他の部落のように、一致して差別に立ち上ろうとする気風が少ない。昔は「さんば」の部落民として相当注目をされた地区であったが、現在そうした気風が全然ない。

こうした地区には指導者が育たないのも当然で

ある。都市の発展は、土地の利用を益々高度にして行く。

いわゆる土一升、金一升と云う具合に。大資本家は、部落であろうが、無かろうが。利益の為には色々の手段を尽す。役所は役所で都市計画と云う点から、道路計画を立てて地図の上に線を引く。中津の地区は、阪急資本や、都市計画のために寸断にされ。しかも、地区民に一致して交渉に当る気風が無い為、各々の個別交渉にすっかり丸めこまれて、地区民が各個、おもしろおもしろに立退いたのである。

現在中津地区は一部、部落民の交じる本通り商店街を残して、他は大方立退き、地区民で残っているのは僅かに数軒にすぎない。この状態で、大阪市同和協から、中津地区の名称は消えている。

中津地区はもう部落でない。立退きその他で部落がなくなったのである。これで中津の部落は解放なのだろうか。そうでない。各自で立退いた中津の地区民のその後の生活はどうか。相当な立退料をもらい。家まで立ててもらって引越した。淡路方面へ行った地区民の現状はどうか。当時多額と思つた立退料は、インフレーションで何時の間にか金の価値が下がり家は立ててもらったが、部落職業を行うのに位置的に不便で生活に困る。今更転職するにも技能がなく。学歴がなく、安ふしんの家ははやいたみかけ、修理の金もなく、今や生活保護を受ける寸前にまで来ている状態である。

その他へ移住した人達の生活も大同小異である。部落の解放は、住居を取払う事だけで解決する問題でない。生活の安定こそ。最重要事であることに、中津地区の解消を経験として知るべきである。



中 津 会 館

### 舟場地区（北区舟場町の一部、道本町の一部、葉村町の一部）

世帯数	85	人口	405名
地区内団体名及構成人員			
同和事業舟場地区協議会	会長	山川 義美	
財団法人矯風青年会	〃	〃	15名
日赤奉仕団舟場町分団	〃	〃	12名

#### 地区公共施設

済美会館、舟場温泉、舟場町営住宅

舟場地区は、85世帯、405名と報告されている。この数字はここ4、5年来変わっていない。実際に、世帯数も人口も全然変わっていないのだろうか。そんな事はない筈である。この数字は、昭和34年4月1日現在に調査した数字で、その後確実な調査がされていないのではなからうか。否！と地区の人達が云うだろうが、そうじゃないかと思う理由もあり、その事が、舟場地区の同和問題に対する地区の態度に関連し、地区の現実を表現していると思う。



舟場表通り

大大阪の玄関、国鉄大阪駅の至近の距離にある舟場地区。駅前ビル街に続く歓楽街。歓楽街のはなやかさの影に咲くあだ花の如く、歓楽街の裏にある不良地区、と云うような普通都会の型でない近代都市の大大阪は、この至近の地に、部落と云うような問題地区を残そうとはしないのである。

舟場地区はそうした状況下において、地区内の道路も、そこだけが悪いと云うこともなく、住宅も地区だけが悪いと云うことも許されない。町の区域も、舟場町の一部、道本町の一部、葉村町の一部、と三町の一部づつが集まって舟場地

区を形成している。そして、各町の一部と云うのも、部落民ばかりの居住地域をさしての事ではなく、部落民が住んでいると云うだけで、それら各町の一部が集まっての舟場地区だから、85世帯は全部地区民であるとは云えない。

もっとも都市部落の常として、どこの部落でも一般人が共存している。少くとも居住民の1割か2割位が、一般人であり、西成、浪速地区のように3割、4割と云う所もあるが、5割を越す地区はないのである。が、舟場地区のみ、5割を越した一般人が居住していると考えられ、そのくせに町は同和事業の対象として対処されているのである。

舟場地区はこのように話してくると、部落民の住む町の一部づつを集めて、新しく部落を作ったように感じられるが、そうでない。この地区は、戦前、否大正時代以前より、北野「さんば」の地区と隣接して、解放運動の活潑な所であり、水平社も早くより結成され、全国的な運動家も、再三この地区の人達と運動を共にした処だと伝えられている。生活改善も早くから取り入れられ、財団法人矯風青年会は、大正初期に結成され、現在も尚このグループが中心になって地区の実権を握っている。

職業状況は、部品加工と製造業が37名、靴履物卸、小売、行商が38名、その他が17名と報告されている。部品加工と製造業と云っても、大半は皮革関係で、手製靴の職人か、甲皮師、底付師と云うような職業である。38名の靴、履物商とを考えあわす時これらの職業人の世帯が部落民で、一世帯に二人、三人の働人がある世帯もあって、諸種の事情より推察して、部落民の世帯数は40世帯を越えないのが実状ではないだろうか。

部落差別の難問題に結婚問題がある。この地区では一般との結婚も相当あって、40を越さないと推察される世帯でも、その世帯の中に一般人と結婚している世帯もある。生活状態も割合に良く、生活保護を受ける世帯は一軒もない。しかし差別は全然ないかと云うと、そうでもないと地区指導員は答える。差別があるがすべて内訌している。現在地区の人達の考えは「寝た子を起すな」と云う考えが強く、その考えが差別を表面に出さ

ないようにしている、とのことである。このような舟場地区も、部落には違いなからうが、行政の対策として、同和事業を行う場として、他の都市部落と又変わった見方なり、考え方を考慮しなければならないのではないだろうか。

寝た子は起したくはないが、部落として同和事業の対象として、改善事業の助成は受けたい、と云う考えが非常に強い。かつては、熱烈な解放運動員を出した地区ながらも、現在は40年に亘る運動と実践により、解放されんとしているのだ。今頃、差別差別だと云って、ヒステカルになる解放同盟には反撥を感じる、同盟には這入らない。大阪市同和事業促進協議会には、大阪市の同和事業の対象になるから加入すると公言する状態である。

財団法人矯風青年会は、昭和35年度の改善事業費 600 万円の助成を受け、舟場浴場の新築を行ったが、その浴場の入浴料金に、地区民と一般人の間に差をつけている。改良事業に熱心な舟場地区では、同じく市の助成で建った齊美会館を利用して、生花、洋裁、編物講習会を行っている。その講習料も、地区民は無料だが、一般人よりは僅かながら講習料金を取っている。



竣工式の舟場温泉

動の本示である。なぜならば、不利益な者があれば、誰か特権的な利益を得る者がある。特権的利益があるから、不利益を受ける者が出て来るのである。

入浴料が一般人より安く、講習料は一般人に取り、地区民に取らないと云う舟場の人達の考えは、自分達は故なくして苦しい生活を送らされた。その報復とまでいわないが、今後は良い目をする特権があるのだ、と考えてのことだろうか。これで真の同和問題が解決すると思ったら大きな間違いである。

大阪市内の14地区に、舟場地区のように、住宅、職業、生活に一般民と同じような地区のあることを知ると共に、舟場地区の人達も、地区としての特権を意識していない人もあるだろうが、充分考慮して今後の地区の発展に努力されん事を望む。



建てかえ工事中の齊美会館

部落解放の為の事業に隣保事業の重大さは愈々認識され出して、大阪市も積極的にこれに重点を置き出した今日、市内各部落でも、隣保事業の講習会を始めているが、地区民と一般民と分けて講習料金を取っている地区は、舟場地区以外にない。もっとも、他の地区は舟場のように、地区民に対して一般民の居住割合が、半数以上と云う事がない為かも知れないが、部落の解放は差別をなくする運動である。不利益な差別をなくするが、それと共に、特権的な差別をなくするのが解放運